

7. 經濟產業省

- 01 企業立地の促進
- 02 地域新成長産業創出促進事業費補助金
- 03 国内排出削減量認証・取引制度基盤整備事業
- 04 国内排出削減量認証制度活性化事業費補助金
- 05 伝統的工芸品産業支援補助金
- 06 伝統的工芸品産業振興補助金
- 07 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金
- 08 中心市街地商業等活性化支援業務等委託費
- 09 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金
- 10 再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金
- 11 クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金
- 12 中小企業等知的財産活用支援事業
- 13 新事業活動促進支援補助金
- 14 地域産品販路開拓機会提供支援事業
- 15 中小企業再生支援協議会事業
- 16 中小企業支援ネットワーク強化事業
- 17 中小商業活力向上事業

経済産業省 1

施策名	企業立地の促進	予算額(百万円)	1,004
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律		
概要	<p>企業のグローバル展開が進展し、国際的な企業誘致競争が激化する中、地域がそれぞれの強みをいかした魅力的な企業立地環境を整備し、戦略的な立地促進と産業集積の形成を図ることは、地域における雇用創出や地域間格差の是正、我が国産業の国際競争力強化の観点から重要である。このため、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」（以下「企業立地促進法」という。）に基づき、地域が主体的かつ計画的に行う企業立地の促進や地域産業集積の形成等の取り組みに対する予算措置を講じる。</p>		
対象者	企業立地促進法に基づき、企業立地促進等に取り組む地域産業活性化協議会構成員等を対象とする。		
対象事業	企業立地促進法に基づき、我が国の成長産業分野を対象に、新規立地、付加価値増加、雇用創出を促進するため、企業誘致に係る人材育成、地域におけるネットワーク形成等の取り組みを支援する。		
支援内容	<p>○地域企業立地促進等事業費補助金（補助率10/10）</p> <ul style="list-style-type: none"> 成長産業人材養成等支援事業 誘致等に関連する産業のニーズを踏まえた、新規立地等につながる地域の高度な人材養成等の取り組みを支援 成長産業振興・発展対策支援事業 地域における産学官の広域的なネットワーク形成とその強化及び新事業の創出等の取り組みを支援 		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>(平成23年) 2月4日～3月4日：公募 3月28日：外部審査委員会 4月12日：採択事業者公表 4月中旬以降：各地方経産局にて交付決定、事業開始（平成24年3月まで）</p>		
備考	—		
連絡先	経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業グループ 立地環境整備課	TEL： 03-3501-0645 FAX： 03-3501-6231 URL： http://www.meti.go.jp/	

経済産業省 2

施策名	地域新成長産業創出促進事業費補助金	予算額(百万円)	1,298
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	<p>地域経済の活性化、競争力強化を図るため、地域が有する多様な強みや特長、潜在力を積極的に活用し、産学官等の様々な主体のネットワークを形成することにより、新たな成長産業群の創出・育成に資する取組を支援。具体的には、地域の成長戦略による重点化すべき成長産業分野（次世代航空機、次世代自動車、農商工連携、環境、ソーシャルビジネス（SB）等）を選定し、地域内外の連携を図るためのコーディネータ配置、ビジネスマッチング、試行的取組等の先導的事業や、先進的事例の全国的な情報共有、先進的なSBが有する事業ノウハウの他地域移転等の事業を行う民間団体等に対して経費の一部を補助。</p>		
対象者	民間団体等		
対象事業	<p>【地域新成長産業群創出事業】 ○地域内外の産学官等のネットワークを形成し、専門家派遣、研究会開催、セミナー開催等を実施することで、地域の新たな成長産業群の創出・育成を支援。 ○地域内外の産学官等のネットワークを活用し、新たな事業活動や新商品の販路の開拓等を支援。 ○地域内外の産学官等のネットワークによる研究等を踏まえ、新商品の開発から生産及び販売までを行うなど、新たな事業活動の試行的な取組を支援。</p> <p>【地域新事業移転促進・創出支援事業】 ○民間団体等が、企業等のリソースとSB事業者の活動をつなげる（コーディネートする）ノウハウを、他地域に移転する取組を支援。 ○複数のSB事業者と企業等が連携したコンソーシアムが、地域において新しい社会課題解決型事業を創出し、展開する取組を支援。 ○先進的に活動するSB事業者が類似の課題を抱える他地域で行う、成功モデルのノウハウ移転や、村おこし人材等の育成について、ノウハウのマニュアル化や現地研修等を支援。 等</p>		
支援内容	地域内外の産学官等のネットワークを活用できる民間団体等へ、対象事業により補助対象経費の10/10、2/3又は1/2を補助。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>【補助金の交付】 補助金の交付を受けようとする事業者は、申請に関し経済産業省本省又は地域の所管経済産業局へお問い合わせ下さい。</p>		
備考	—		
連絡先	<p>経済産業省 地域経済産業グループ 地域技術課</p>	<p>TEL : 03-3501-8794 FAX : 03-3501-7917</p>	

経済産業省 3

施策名	国内排出削減量認証・取引制度基盤整備事業	予算額(百万円)	1,010の内数
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日全部改定（閣議決定）） ・エネルギー基本計画（平成22年6月18日閣議決定） ・新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定） 		
概要	国内クレジット制度の活用が期待される中小企業等を対象に、計画作成支援、計画の審査にかかる費用の一部支援等を行う。		
対象者	中小企業等（自主行動計画に参加していない者）		
対象事業	<p>国内クレジット制度に基づく排出削減事業（以下単に「排出削減事業」という。）</p> <p>（例えば、以下のような事業が対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○重油ボイラーから都市ガスボイラーへ更新 ○既存の空調設備から高効率な空調設備へ更新 ○既存の証明設備から高効率な証明設備へ更新 等 		
支援内容	<p>国内クレジット制度の活用が期待される中小企業等を対象に、経済産業省から委託を受けた事業者（以下「ソフト支援実施機関」という。）を通じて、以下の支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①排出削減事業計画の作成支援 ②排出削減事業計画の審査費用支援 ③排出削減実績報告書の作成支援 ④排出削減実績報告書の審査費用支援 		
変更のポイント	平成23年度から他事業と大括り化。個々の支援について内容の変更はなし。		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>支援は、ソフト支援実施機関を通じて随時実施していく。具体的な手順は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①中小企業等は、排出削減事業の実施について、ソフト支援実施機関に問い合わせる。 ②ソフト支援実施機関は、当該排出削減事業が国内クレジット制度に基づき実施可能なものか否かを確認。これが確認されれば、支援開始。 <p>【ソフト支援実施機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国中小企業団体中央会 ・テス・エンジニアリング株式会社 ・日本商工会議所 ・日本テピア株式会社 <p>※50音順</p>		
備考	—		
連絡先	<p>経済産業省</p> <p>産業技術環境局環境経済室</p>	<p>TEL : 03-3501-1679</p> <p>FAX : 03-3501-7697</p> <p>URL : http://jcdm.jp/</p>	

経済産業省 4

施策名	国内排出削減量認証制度活性化事業費補助金	予算額(百万円)	4,400
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・特別会計に関する法律第85条第3項第1号ハ ・特別会計に関する法律施行令第50条第7項第7号及び第8号 ・京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日全部改定(閣議決定)) ・エネルギー基本計画(平成22年6月18日閣議決定) ・新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定) 		
概要	<p>新たに省エネ・新エネ設備を導入した中小企業等に対し、実際の温室効果ガス排出削減量を測定・数値化した国内クレジットと引き替えに助成金を交付する。</p> <p>【スキーム】 (国) → (助成金交付事業者(民間団体等)) → (中小企業者等)</p>		
対象者	中小企業等(自主行動計画に参加していない者)		
対象事業	<p>新たに設備を導入・更新して実施する、国内クレジット制度に基づく排出削減事業</p> <p>(例えば、以下のような事業が対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○重油ボイラーから都市ガスボイラーへ更新 ○既存の空調設備から高効率な空調設備へ更新 ○既存の証明設備から高効率な証明設備へ更新 等 		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金額：国内クレジット1t-CO2当たり1,500円 ・助成対象期間：平成24年度末まで <p>※1件当たりの平均削減量：数百t-CO2 → 助成額：数十万円～数百万円(見込)</p>		
変更のポイント	削減見込量に応じた事前の助成金交付から、削減実績に応じた事後の助成金交付に変更とする等、着実な排出削減の促進により重点を置いた仕組みとする。		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>助成金の申請者は、ソフト支援実施機関と調整の上、申請を行う。制度開始は6月下旬目途(予定)とし、予算の範囲内において随時受付する。具体的な手順は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 申請者は、ソフト支援実施機関に問い合わせの上、公募要領に従い申請書類を作成。 ② 申請者は、当該申請書類を助成金交付事業者(民間団体等)に提出。 ③ 申請内容について審査を受けた後、助成金交付。 <p>【ソフト支援実施機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国中小企業団体中央会 ・テス・エンジニアリング株式会社 ・日本商工会議所 ・日本テピア株式会社 <p>※50音順</p>		
備考	—		
連絡先	経済産業省 産業技術環境局環境経済室	TEL：03-3501-1679 FAX：03-3501-7697	

経済産業省 5

施策名	伝統的工芸品産業支援補助金	予算額(百万円)	258
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	伝統的工芸品産業の振興に関する法律		
概要	「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づき、伝統的工芸品の製造協同組合等が主体的に取り組む振興事業等に対する支援を実施。		
対象者	<p>「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づく下記計画の認定を受けた製造協同組合等。</p> <p>【計画名及び作成主体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○振興計画：製造協同組合等 ○共同振興計画：製造協同組合等と販売協同組合等 ○活性化計画：伝産事業者又はそのグループ ○連携活性化計画：伝産事業者又はそのグループ、製造協同組合等 ○支援計画：伝産の支援事業を実施する者 		
対象事業	<p>各計画に基づいて実施される、以下の事業（補助率）を対象とする。</p> <p>【振興計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○後継者育成事業（1／2以内、2／3以内） ○技術・技法の記録収集・保存事業（2／3以内） ○原材料確保対策事業（2／3以内） ○需要開拓事業（2／3以内） ○意匠開発事業（2／3以内） <p>【共同振興計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○需要開拓等共同展開事業（2／3以内） ○新商品共同開発事業（2／3以内） <p>【活性化計画・連携活性化計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○産地活性化事業・連携活性化事業（2／3以内） <p>【支援計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域伝統的工芸品産業人材育成・交流支援事業（1／2以内） ○産地プロデューサー事業（1／3以内） 		
支援内容	○補助対象経費のうち、各事業に定められた補助率に従って交付します。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>【各種計画の認定】 認定を受けようとする製造協同組合は、都道府県又は市町村を通じて、経済産業大臣に申請を行う必要があります。各都道府県又は市町村、及び所管経済産業局の伝統的工芸品産業担当部局まで御連絡下さい。</p> <p>【補助金の交付】 補助金の交付を受けようとする事業者は、地域の所管経済産業局へ申請が必要です。各経済産業局の伝統的工芸品産業担当部局まで御連絡下さい。</p>		
備考	—		
連絡先	<p>経済産業省</p> <p>製造産業局</p> <p>伝統的工芸品産業室</p>	<p>TEL： 03-3501-3544</p> <p>FAX： 03-3501-6794</p>	

経済産業省 6

施策名	伝統的工芸品産業振興補助金	予算額(百万円)	677
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	伝統的工芸品産業の振興に関する法律		
概要	伝統的工芸品産業の振興をはかるため、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律第23条に基づく一般社団法人又は一般財団法人」が実施する、①人材確保及び技術・技法継承事業、②産地指導事業、③普及促進事業、④需要開拓事業の一部を補助する。		
対象者	交付先：伝統的工芸品産業の振興に関する法律第23条に基づく一般社団法人又は一般財団法人		
対象事業	<p>当該法人が行う以下の事業を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人材確保及び技術・技法継承事業 ○産地指導事業 ○普及推進事業 ○需要開拓事業 		
支援内容	○上記事業の補助対象経費のうち、定められた補助率（1/2、2/3、定額）に従って交付する。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	—		
備考	—		
連絡先	経済産業省 製造産業局 伝統的工芸品産業室	TEL：03-3501-3544 FAX：03-3501-6794	

経済産業省 7

施策名	戦略的中心市街地商業等活性化 支援事業費補助金	予算額(百万円)	2,880
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	中心市街地の活性化に関する法律		
概要	<p>中心市街地活性化法に基づき、内閣総理大臣の認定を受けた市町村の基本計画のうち、商業の活性化や中心市街地のにぎわい創出等に資する事業に対して支援。</p> <p>具体的には、商業施設及び商業基盤施設等整備事業などのハード事業や回遊性向上のためのイベントの開催、空き店舗を活用したチャレンジショップの運営などのソフト事業に対して支援を行う。</p>		
対象者	商工会議所、商工会、商店街振興組合、第3セクター、民間事業者、まちづくり会社、NPO等		
対象事業	<p>中心市街地の活性化に関する法律に基づく認定基本計画に位置づけられた商業活性化事業等が対象。</p> <p>(1) 施設整備事業 テナントミックス店舗、集客核施設の設置、駐車場、催事場等の整備等。(特定民間中心市街地活性化事業計画の認定が必要な場合があります。)</p> <p>(2) 活性化支援事業 地域コミュニティとの連携事業(文化、教育、保育等)、ICカードを活用した商業と公共交通の連携事業、イベント、商店街の環境向上支援(老朽化したアーケード等の撤去)等。</p> <p>(3) 中心市街地活性化協議会事務局支援 タウンマネジャーの設置、専門家を招いてのセミナー・研修会の開催、まちづくりに関する調査・研究、タウンマネジメント診断等。</p> <p>※(3)は、基本計画の認定は必要無く、中心市街地活性化協議会の設置が要件となる。</p>		
支援内容	商工会議所、商工会、商店街振興組合、第3セクター、民間事業者、まちづくり会社、NPO等へ、対象事業により補助対象経費の2/3または1/2を補助		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>補助金交付の流れは、以下のとおり。</p> <p>①経済産業省がHP等で公募。</p> <p>②希望する事業者は公募要領を確認の上、経済産業局に申請書類を提出。</p> <p>③外部有識者等からなる審査委員会により申請事業を審査。</p> <p>④経済産業省が採択事業を決定。事業者へ通知。</p> <p>⑤事業者は、事業を実施。</p> <p>⑥事業者は、事業完了後に実績報告書を経済産業局に提出。</p> <p>⑦経済産業局が補助金の額を確定し、事業者へ補助金の支払。</p>		
備考	—		
連絡先	<p>経済産業省 商務流通グループ</p> <p>中心市街地活性化室</p> <p>経済産業省 中小企業庁</p> <p>経営支援部 商業課</p>	<p>TEL : 03-3501-3754</p> <p>FAX : 03-3501-6204</p> <p>TEL : 03-3501-1929</p> <p>FAX : 03-3501-7809</p>	<p>URL : http://www.machigenki.jp/</p> <p>URL : http://www.meti.go.jp</p>

経済産業省 8

施策名	中心市街地商業等活性化支援業務等委託費	予算額(百万円)	376
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	中心市街地の活性化に関する法律		
概要	市町村・まちづくり会社などによる中心市街地活性化を継続的な取組とするため、経済産業省が統一的に、診断・助言、調査・研究、人材育成等の事業を行う。 これらの事業を実施することにより、他地域の参考となる中心市街地活性化の先進的的事业手法等を広く普及(水平展開)し、全国各地で実施している活性化事業の効果を拡大するとともに、市町村などが抱える課題解決を図り、中心市街地の活性化を促進する。		
対象者	市町村・まちづくり会社(診断助言・まちづくり会社支援) まちづくりに関心のある個人等(人材育成事業)		
対象事業	経済産業省が民間事業者へ委託し行う次の事業。 (1)中心市街地活性化に取り組むまちづくり会社、市町村への支援事業 (2)まちづくりの中核となる人材育成の支援 (3)今後の中心市街地活性化の在り方等に係る調査・研究		
支援内容	(1)まちづくり会社、市町村への支援事業 商業、都市計画等の専門家チームを市町村やまちづくり会社に派遣して、市場調査等により中心市街地の状況を把握し課題の明確化、今後の方向性に関する助言を行い、当該地域における中心市街地活性化のためのノウハウの蓄積を図る (2)人材育成事業 地域においてまちづくりに関心を持つ有為な人材を対象として、プロジェクト推進のためのノウハウ等を講習、現地実習によって取得させる事業を展開。全国の事例などまちづくりに関する情報提供を実施。 (3)調査研究 本調査事業において得たまちづくり等についての先進的手法、成功事例を効果的に全国に展開、まちづくりの担い手を意識した報告書等の整備をすること等により、効果的なまちづくりの推進に資する。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	支援手続の流れは、以下のとおり。 ①経済産業省がHP等で対象者を公募。 ②対象者が申請。 ③経済産業省が対象者を決定。 ④経済産業省及び受託事業者が、対象者に各種事業を展開。 ⑤受託事業者が経済産業省へ、支援内容ごとに報告書を提出。		
備考	—		
連絡先	経済産業省 商務流通グループ 中心市街地活性化室	TEL : 03-3501-3754 FAX : 03-3501-6204 URL : http://www.machigenki.jp/	

経済産業省 9

施策名	住宅・建築物高効率エネルギーシステム 導入促進事業費補助金	予算額(百万円)	7,000
		区分(新規・継続・変更)	住宅：新規 住宅以外：新規・継続
根拠法令等	<p>・法律：特会法第85条第3項第1号ロ、ハ、独法NEDO法第15条第1項第5号、第6号 ・政令：特会法施行令第50条第7項第7号及び第8号</p>		
概要	<p>2030年の住宅・建築物におけるネット・ゼロ・エネルギー化を目指すべく、住宅・建築物に省エネ性能の高い高効率エネルギーシステム（年間エネルギー消費量を25%程度削減できるもの。）やビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）を導入する者に対して補助を行うとともに、その導入によって得られる省エネ効果等を検証し、その成果を活用して更なる省エネを進める。なお、今年度は震災による電力需給への影響を踏まえ節電対策として、電力低減効果が大きく夏（※）までに事業完了可能な事業を先行採択する予定。 ※ 具体的な時期は公募要領に記載予定</p> <p>【スキーム】（国）→（民間団体等）→（設置者）</p>		
対象者	設置者		
対象事業	住宅・建築物に高効率エネルギーシステムやBEMSを導入する者に対して補助を行う。		
支援内容	【補助率】1/3以内		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>●補助事業者 新規事業 一般社団法人 環境共創イニシアチブ (http://sii.or.jp/) 継続事業 独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (http://nedo.go.jp/)</p> <p>●公募スケジュール（新規事業） 【住宅】 公募時期 5月下旬～1ヶ月程度 予約者決定 7月下旬～8月上旬（予定） 【建築物】 公募時期 5月下旬～1ヶ月程度 予約者決定 7月下旬～8月上旬（予定） 【BEMS】 公募時期 5月下旬～1ヶ月程度 予約者決定 7月下旬～8月上旬（予定） 上記HPにて公募情報を公示中。節電対策先行採択についても上記HPを参照下さい。</p>		
備考	—		
連絡先	経済産業省（資源エネルギー庁） 省エネルギー対策課	TEL：03-3501-9726 FAX：03-3580-8439 URL： http://www.enecho.meti.go.jp/policy/saveenergy/data/f22gaiyou.pdf	

経済産業省 10

施策名	再生可能エネルギー熱利用 加速化支援対策費補助金	予算額(百万円)	3,499
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	グリーン・イノベーション（環境エネルギー分野革新）の促進や総合的な政策パッケージによって、我が国のトップレベルの環境技術を普及・促進し、世界ナンバーワンの「環境・エネルギー大国」を目指す。（新成長戦略（平成21年12月30日閣議決定））		
概要	地方自治体や非営利民間団体、民間事業者等が実施する再生可能エネルギー熱（太陽熱、バイオマス熱、地中熱、雪氷熱、温度差エネルギー）利用設備の導入に対し、事業保の一部を補助する。また、民間事業者が地方公共団体と連携して実施する再生可能エネルギー熱利用設備の導入に対して、事業費の一部を補助する。		
対象者	再生可能エネルギー熱利用設備を導入する地方自治体、非営利民間団体、民間事業者等		
対象事業	以下の再生可能エネルギー熱利用設備を導入する事業で一定の条件（規模要件等）を満たすもの ○太陽熱利用 ○バイオマス熱利用 ○地中熱利用 ○雪氷熱利用 ○温度差エネルギー利用		
支援内容	○地方自治体、非営利民間団体（社会福祉法人、学校法人等）が事業を行う場合には2分の1以内の補助。 ○地方自治体と民間事業者が連携して事業を行う場合には2分の1以内の補助。 ○民間事業者等が事業を行う場合には3分の1以内を補助。 ○中小企業が事業を行う場合、離島地域において事業を行う場合は、一部補助要件を緩和。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	補助を受ける手順は、以下のとおり。 ① 事業者は公募要領に従い、申請書類を作成。 ② 当該申請書類を窓口である一般社団法人新エネルギー導入促進協議会に提出。 ③ 審査委員会にて事業内容の審査を受けた後、交付決定。 ④ 事業計画に従い、事業開始。 ⑤ 事業完了後、実績報告書を提出。確定検査を受けた後、補助額が確定。 ⑥ 補助金の交付を受ける。		
備考	—		
連絡先	経済産業省資源エネルギー庁 新エネルギー対策課	TEL : 03-3501-4031 FAX : 03-3501-1365 URL : http://www.enecho.meti.go.jp/ URL : http://www.nepc.or.jp/	

経済産業省 1 1

施策名	クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金	予算額(百万円)	29,174
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	—		
概要	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車及び燃料供給設備等を導入する者に対し、当該導入費用の一部を補助。		
対象者	クリーンエネルギー自動車及び燃料供給設備等を導入する者		
対象事業	<p>補助対象となるのは、以下の自動車及び設備の導入。</p> <p><自動車></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV） ○ クリーンディーゼル自動車（CD） <p><設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 充電設備（急速充電器及び普通充電器） ○ 天然ガススタンド ○ LPガススタンド 		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車の場合、通常車両との価格差の1/2以内を補助。 ○ 燃料供給設備等の場合、本体価格の1/2以内を補助。 		
変更のポイント	天然ガス自動車、LPガス自動車が補助対象外となった。		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>補助を受けるまでの手順は以下のとおり。</p> <p><自動車の導入></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 電気自動車等の補助対象車両を購入した者が、指定の様式に従い申請。 ② 審査の上、補助金を交付。 <p><設備の導入></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 充電設備等の補助対象設備を設置しようとする者が、指定の様式に従い事前に申請。 ② 審査の上、交付決定。 ③ 申請者は設備設置が完了した後、実績報告。補助金を交付。 		
備考	—		
連絡先	<p>経済産業省製造産業局 自動車課</p> <p>経済産業省資源エネルギー庁 ガス市場整備課 石油流通課</p>	<p>TEL : 03-3501-1690</p> <p>FAX : 03-3501-6691</p> <p>URL : http://www.cev-pc.or.jp/ http://www.gasproc.or.jp/ http://www.j-lpgas.gr.jp/</p>	

経済産業省 1 2

施策名	中小企業等知的財産活用支援事業	予算額(百万円)	1,850
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	中小企業等のアイデア段階から事業展開までの知的財産に関する悩みや課題をその場で解決するため、都道府県ごとに窓口（知財総合支援窓口）の整備及び支援人材の配置を行いワンストップで解決支援。		
対象者	知的財産に関する悩みや課題を抱える中小企業等		
対象事業	—		
支援内容	<p>○「知財総合支援窓口」における支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該窓口に配置された支援人材が、知的財産に関する様々な課題等をその場で受け付けて解決を図るワンストップサービスを提供する。 ・専門性の高い課題等に対しては、弁理士や弁護士等の知財専門家を活用して（内容によっては複数人でチームを組んで）窓口の支援担当者と協働して解決を図る。 ・知的財産を有効に活用できていない中小企業等を発掘し、知的財産の活用を促進する。 ・関係する支援機関やその機関の専門家と十分に連携し、効率的に課題等の解決を図る。 		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	特許庁ホームページにおいて、「知財総合支援窓口」の設置一覧（住所、電話番号等）を掲載しているほか、全国共通のナビダイヤルを設置している。		
備考	—		
連絡先	特許庁 普及支援課地域調整班	TEL : 03-3501-5878 FAX : 03-3506-8615 URL : http://www.ipo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/chushou/chizai_mado.htm	

経済産業省 13

施策名	新事業活動促進支援補助金	予算額(百万円)	3,135
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律		
概要	中小企業者が行う、異分野の中小企業の連携、地域産業資源の活用、農商工等連携の制度を活用して先進的かつモデル性の高い事業計画に沿って取り組む新商品・新サービスの開発等の取組に係る経費の一部を補助することにより、中小企業の新事業活動等の促進を図る。 ①新連携支援事業 異分野・異業種の中小企業者同士が連携し、互いの経営資源(技術・販路等)を活用して行う新事業活動を支援 ②地域資源活用売れる商品づくり支援事業 中小企業者等が地域資源(産地の技術、地域の農林水産品、観光資源、伝統文化等)を活用して行う新事業活動を支援 ③農商工等連携対策支援事業 中小企業者と農林漁業者が連携し、互いの経営資源(技術・販路等)を活用して行う新事業活動を支援		
対象者	各法律に基づき事業計画の認定を受けた中小企業者等		
対象事業	各法律に基づき認定を受けた事業計画に沿って取り組む、市場調査、試作品の開発、展示会等の開催又は出展、知的財産に係る調査等		
支援内容	補助上限額：3,000万円/計画、補助率：2/3		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	支援を受ける手順は、以下のとおり。 1. 各法律に基づき、事業計画の認定を受ける 2. 経済産業局に対して、公募期間中に補助金の申請書を提出 3. 経済産業局において申請内容を審査し、採択先を決定 4. 経済産業局から補助金の交付決定後、事業を実施し、終了後、経済産業局へ事業成果を報告 5. 経済産業局から補助金を受給		
備考	—		
連絡先	経済産業省 中小企業庁 新事業促進課	TEL：03-3501-1767 FAX：03-3501-7055 URL： http://www.chusho.meti.go.jp/	

経済産業省 14

施策名	地域産品販路開拓機会提供支援事業	予算額(百万円)	100
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	<p>中小企業者に対し、首都圏の百貨店等における販売スペースと、バイヤーとの商談機会等を提供することにより、百貨店等における流通・商取引のノウハウ蓄積を支援し、今後の商品開発・改善や販路開拓の実現を図る。</p>		
対象者	農商工連携等を活用して新商品を開発し、更なる販路開拓を目指す中小企業者等		
対象事業	—		
支援内容	<p>①商品紹介サポート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・百貨店等に一定期間にわたっての常設販売スペースの提供 ・消費者への商品紹介の機会を提供 ・流通バイヤーとの商談機会の提供 ・出店に必要な小売店舗やバイヤーとの商慣習などの情報提供 <p>②商品開発・改善、販路開拓サポート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品開発・改善への助言や情報の提供 ・模擬商談会等の研修会を実施し、商談に必要な情報の提供や研修の実施 		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	詳細については、経済産業省 中小企業庁 新事業促進課にお問い合わせ下さい。		
備考	—		
連絡先	経済産業省 中小企業庁 新事業促進課	TEL : 03-3501-1767 FAX : 03-3501-7055 URL : http://www.chusho.meti.go.jp/	

経済産業省 15

施策名	中小企業再生支援協議会事業	予算額(百万円)	4,200
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第41条		
概要	経営状況が悪化しており、そのままでは経営が立ち行かなくなるおそれがあるが、キャッシュフローを生み出すことのできるコア事業を有している中小企業の再生を図ることにより、地域経済のみならず我が国経済を活性化を目的とする事業。		
対象者	再生を目指す中小企業		
対象事業	都道府県ごとに設置された中小企業再生支援協議会において、常駐する専門家が再生に関する相談を受け付け、助言や再生計画策定の支援、金融機関等との調整などを支援。		
支援内容	<p>○企業再生に関する知識と経験を持つ専門家が常駐し、中小企業者の再生に関する相談に対して、課題解決に向けた適切なアドバイスを実施。</p> <p>○相談案件のうち、再生のためには財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業については、常駐専門家が中心となり、中小企業診断士、公認会計士、税理士、弁護士等の外部専門家と個別支援チームを編成し、再生計画の策定を支援。</p> <p>○なお、再生計画策定支援に当たっては、政府系金融機関をはじめ関係機関と連携を図りながら、公正中立的な立場で金融機関などの関係者間との調整を支援。</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>企業再生は、早期に適切な手を打つことが重要なため、経営の先行きに不安を感じたら、各都道府県の中小企業再生支援協議会において相談を受け付ける。</p> <p>なお、再生計画策定の支援にあたっては、実費の一部を負担していただく場合あり。</p> <p>連絡先は下記のウェブサイトの中小企業再生支援協議会のを参照。</p>		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(手続フロー)</p> <p>窓口相談対応 (1次対応)</p> <p>↓</p> <p>支援決定 (2次対応決定)</p> <p>↓</p> <p>再生計画策定支援 (金融機関調整)</p> </div>		
備考	—		
連絡先	<p>中小企業庁</p> <p>経営支援部 経営支援課</p>	<p>TEL : 03-3501-1763</p> <p>FAX : 03-3501-7099</p> <p>URL : http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/index.html</p>	

経済産業省 16

施策名	中小企業支援ネットワーク強化事業	予算額(百万円)	3,959
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	<p>経済産業局が、中小企業支援の専門知識や豊富な実績を有する相談員を選定。当該相談員が、ネットワークを構成する支援機関を巡回し、支援機関の相談対応の一環として、高度専門的な相談に直接対応。必要な場合はさらに専門家の派遣により、中小企業が抱える高度専門的な課題の解決を図る。</p> <p>また、支援機関の相談員は、巡回対応を行う相談員とともに相談事案に参加し、現場の経験を通じて能力向上を図るとともに、集積された相談事例の知見・ノウハウ等をネットワーク内で広く共有し、支援機関の能力向上を図る。</p>		
対象者	高度専門的な経営課題に取り組む中小企業等		
対象事業	ネットワーク構成支援機関だけでは対応できない中小企業が抱える高度・専門的な経営課題		
支援内容	<p>○巡回相談対応 中小企業支援の専門知識や豊富な実績を有する相談員がネットワーク構成機関を巡回。高度専門的な課題に対し、現場で相談対応。</p> <p>○専門家派遣 巡回相談の中で、必要に応じて専門家を派遣。</p> <p>○支援機関指導員のOJT 支援機関指導員も相談事案に参加。現場の経験(OJT)を通じて支援能力の向上を図る。</p> <p>○支援ノウハウ・知見の共有、研修会の実施 相談対応の結果、蓄積された支援事例をネットワーク内で共有するとともに、経済産業局が中心となって支援機関指導員等連携研修会を実施予定。</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	最寄りの経済産業局若しくは中小企業支援機関に問い合わせ。		
備考	—		
連絡先	中小企業庁 経営支援部 小規模企業政策室	TEL : 03-3501-2036 FAX : 03-3501-7099 URL : http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/network/download/110412Network-G.pdf	

経済産業省 17

施策名	中小商業活力向上事業	予算額(百万円)	2,000 (うち商店街部分 1,874)
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	商店街等が地域コミュニティの担い手として実施する、少子化、高齢化等の社会課題に対応した集客力向上又は売上増加の効果のある商業活性化の取組を支援する。		
対象者	商店街振興組合、商工会、商工会議所、特定非営利活動法人、民間事業者 等		
対象事業	商店街等において実施する新たな事業であって、空き店舗活用事業や地域資源を活用した事業など、下記の社会課題に対応し、集客力向上又は売上増加の効果のある商店街の活性化を図る事業。 (社会課題) ①少子化 ②高齢化 ③安全・安心 ④地域資源活用・農工商連携 ⑤創造・人材 ⑥環境		
支援内容	補助の上限額は2億円、下限額は100万円 ○補助率 ・1/3…1つの社会課題に対応した事業 ・1/2…複数の社会課題に対応した事業 ・2/3…複数の社会課題に対応した事業のうち、地域商店街活性化法※の認定計画を受けて実施する事業 ※商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	①補助事業者は、募集期間中に市区町村の商業振興担当課を通じて、所管の経済産業局に要望書等の関係書類を提出。 ②経済産業局が事業内容を審査し、採否の結果を通知。 ③採択された補助事業者は補助金交付要綱に基づき、交付申請書を経済産業局に提出し、交付決定後、事業開始。 ④原則として、事業終了後、経済産業局から補助金を交付。		
備考	—		
連絡先	経済産業省 中小企業庁 経営支援部 商業課	TEL : 03-3501-1929 FAX : 03-3501-7809 URL : http://www.chusho.meti.go.jp/	